

第6章

熱帯産品交渉

はじめに

今次の多角的貿易交渉においても熱帯産品は数々の交渉分野中、大多数の途上国へ直接的かつ永続的な利益を与えるという点で依然高く評価されるべきものである。例えば農業交渉における主要交渉品目は穀物、酪製品であり、その直接的利益はアルゼンチン、インドネシア等、途上国の一部の農産物輸出国に帰し、多くの途上国は限られた範囲での輸出増加、あるいは農産物貿易の自由化による国際価格低下という間接的な利益しか享受しえない。一方、熱帯産品貿易にはLLDCからNIESまで、あらゆる段階の途上国が関与しており、一般的に発展段階の低い途上国ほど生産、輸出におけるモノカルチャー性が強いことから、熱帯産品交渉の行方は当該国の経済に重要な影響を及ぼす。

熱帯産品の貿易自由化問題は1963年のGATTアクション・プログラム以来四半世紀に及ぶが、初めて実質的な交渉の俎上に載せられたのは73年から始まる東京ラウンドにおいてである。熱帯産品交渉は、今回のウルグアイ・ラウンドでも東京ラウンドの時と同様に、ラウンド開始に先立つプンタ・デル・エステ閣僚宣言において、「大多数の途上国にとっての熱帯産品貿易の重要性を認識し、……タイミングおよび結果の実施を含め、特別の配慮を受けること」と言明され、交渉の早期合意および実施が約束されている。

一方、アメリカ、EC、日本等の先進国にとっても熱帯産品交渉のウルグアイ

イ・ラウンドにおける位置づけは非常に重要であり、サービス貿易、知的所有権等、新たな交渉分野での円滑な合意を図り、途上国を新ラウンドの交渉テーブルに着かせるための梃子としての役割が期待されている。多角的貿易交渉が基本的にリクエスト・オファー方式で行われる以上、交渉分野間での妥協調整が必要であるということだけではなく、最も重要なことは熱帯産品交渉の妥結そのものが貿易自由化を通じ世界経済の厚生を高めるといことである。

さて、熱帯産品交渉が開始されるときに常に問題になるのが熱帯産品の定義と範囲である。当然のことながら、便宜の受益者としての途上国側が熱帯産品の範囲拡大を試みるのに対して、便宜供与者たる先進国側は対象範囲を狭義なものに制約させようとする傾向があり、今回の新ラウンド交渉スタート時においてもこの問題は若干論議の場に付された。熱帯産品について途上国側は以前から、熱帯圏で作られたすべての一次産品を対象とするように主張していたが、たばこや米など温帯圏で作られるものもあり、何が熱帯産品であるのか論理的かつ一貫性のある基準を示すことは非常に難しい。結局のところ、先進国側の主張に押し切られた形で、(1)熱帯飲料、(2)香辛料・切り花・植物、(3)オイルシード・植物性油・オイルケーキ、(4)たばこ・米・熱帯産根葉、(5)熱帯産果実・木の実、(6)熱帯木材・ゴム、(7)黄麻および硬質繊維、の7グループが熱帯産品交渉の分野とされた。途上国の主力輸出品である砂糖は熱帯産品の交渉分野に含まれておらず、また大豆および肉類は農業交渉の分野で、魚介類は天然資源産品交渉の分野で、それぞれ扱われることとされた。

交渉品目の対象がどのような分野に及ぶのかは途上国にとって非常に関心の高いところである。例えば、先進国の農産物にかかる関税をかりに50%カットした場合、その輸出拡大効果を56カ国の途上国で99品目についてみると、その実に50%が砂糖および肉類の自由化によってもたらされると言われている⁽¹⁾。

熱帯産品の世界貿易は、途上国が原材料を先進国に輸出し、先進国がその

加工品を世界に供給するという形態をとっている。熱帯産品への関税は1970年代の東京ラウンド等によって、原材料分野については大幅に引き下げられたが、半製品および完成品の分野ではかなりの品目で高関税が残存しており、いわゆる関税エスカレーションの問題が依然残されている。さらに、数量制限や課徴金などの非関税障壁、ECのACP諸国に対する特惠供与等、地域的政治的な途上国差別も存在している。

ウルグアイ・ラウンドとはかく新交渉分野にのみ注目されがちであり、熱帯産品はその陰に埋没してしまうおそれがあるが、南北貿易の視点からみると依然主要な交渉分野であることに変わりはない。本章では、途上国が新ラウンドに本当の意味で参加し、あわせて世界貿易自由化を実現させるために、熱帯産品交渉がどのように位置づけられているのか考究する。以下、第1節で途上国貿易における熱帯産品交渉の状況を概観し、第2節でウルグアイ・ラウンドおよびそれに至る熱帯産品交渉の経緯を整理し、第3節で先進国の役割について考える。

第1節 熱帯産品貿易と途上国

熱帯産品に関する途上国の貿易状況を示す資料は、現在ウルグアイ・ラウンドの交渉が進行中であることから余り公表されていないので、ここではGATT資料⁽²⁾に基づき概観する。

第1表に1985年までの途上国の熱帯産品輸出額が示されている。

1985年時点で熱帯産品の総輸出額は368億ドル余りであり、これは途上国輸出全体の12分の1に相当する。もちろん同表の数値がウルグアイ・ラウンド交渉のいわゆる7グループのすべての品目を含んでいるわけではないが、ここで表示されている品目のうちで85年現在10億ドル以上のものは、茶(21億ドル)、ココア(39億ドル)、コーヒー(104億ドル)、パーム油(25億ドル)、油かす(22億ドル)、たばこ(17億ドル)、米(16億ドル)、バナナ(14億ドル)、熱帯

第1表 途上国の熱帯産品輸出額および世界輸出に占めるシェア

品 目	金 額(100万ドル)						シェア (%)	
	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1980	1985
1. 熱帯飲料								
茶	1,710	1,629	1,424	1,712	2,531	2,054	87.2	86.4
ココア	3,824	2,950	2,510	2,500	3,558	3,864	78.3	76.1
カカオ豆	2,720	2,091	1,863	1,836	2,636	2,863	94.2	93.2
ココア粉, ココアケーキ	115	71	56	74	114	104	31.9	33.1
ココアペースト	454	328	192	216	337	327	91.0	74.3
カカオ脂	535	460	399	377	471	568	47.0	45.5
コーヒー	11,669	7,914	8,609	8,939	10,121	10,426	93.4	91.7
2. 香辛料, 切り花, 植物								
胡椒	275	228	199	203	297	433	96.2	93.3
3. オイルシード, 植物								
性油, オイルケーキ								
オイルシード	257	175	159	145	252	183	99.6	100.0
ひまの種	23	20	22	24	42	26	100.0	100.0
コブラ	179	123	112	90	167	134	100.0	100.0
やしの実	55	32	25	31	43	23	98.2	100.0
植物性油	3,305	2,815	2,645	2,985	4,474	3,811	91.3	92.4
落花生油	257	193	216	220	212	186	69.8	66.4
パーム油	1,925	1,604	1,600	1,693	2,727	2,510	94.6	95.6
やし油	734	677	524	687	926	675	92.8	91.1
パーム核油	219	191	188	266	425	318	88.7	91.1
ひまし油	170	150	117	119	184	122	94.4	94.6
オイルケーキ	2,401	3,014	2,619	3,154	2,777	2,226	44.4	51.6
4. たばこ, 米, 熱帯産								
根葉								
葉たばこ	1,567	2,070	2,117	1,803	1,770	1,744	41.0	43.3
米	2,843	3,204	2,301	1,931	2,337	1,636	56.3	55.0
5. 熱帯産果実, 木の実								
バナナ	1,197	1,261	1,368	1,265	1,377	1,432	92.4	93.7
パイナップル	401	398	361	334	417	412	87.7	87.7
内, 生鮮	98	86	71	68	77	86	89.1	86.9
貯蔵	303	312	290	266	340	326	87.3	87.9
落花生	262	612	280	287	336	265	49.1	51.0
6. 熱帯木材, ゴム								
熱帯木材	8,037	6,163	5,903	6,284	5,424	5,262	30.6	26.3
丸太	4,149	2,693	2,715	2,529	1,878	1,878	47.2	34.1
製材, 枕木	2,226	1,681	1,634	1,893	1,750	1,572	18.0	15.6
合板用木材	1,662	1,789	1,554	1,862	1,796	1,832	32.2	40.8
天然ゴム	4,296	3,316	2,453	3,281	3,468	2,820	98.4	97.4
7. 黄麻, 硬質繊維								
黄麻	188	158	137	129	152	181	95.9	97.3
サイザル	135	108	81	83	71	66	98.5	95.7

(出所) GATT, "Tropical Products in the Uruguay Round: An Overview" (mimeo), October 1987.

木材(53億ドル)、天然ゴム(28億ドル)となっており、世界貿易全体からすると金額はそれほど大きくないものの、個々の品目は途上国経済にとって非常に重要なものとされている(第1表のシェアの項を参照)。

同資料によると途上国が熱帯産品輸出のうち70%を占める品目は、茶、ココア(カカオ豆、ココアペースト)、コーヒー、ひまの種、コブラ、やしの実、パーム油、やし油、パーム核油、ひまし油、バナナ、パイナップル(生鮮、貯蔵)、天然ゴム、黄麻、サイザルである。また、個々の途上国において、1985年現在、一国の輸出稼得のうち6%以上を占める品目は、コーヒー、バナナ、熱帯木材(27カ国の途上国において輸出稼得の6%以上を占める、以下同じ)、ココア(10カ国)、やし類(8カ国)、茶(7カ国)、米(7カ国)である。

一般的にみて、発展水準の遅れている途上国ほど熱帯産品の単品輸出に依存する傾向が高く、それらの品目はコーヒー、茶、たばこ、ココア、植物種子、油糧種子、熱帯果実、ナッツ、香辛料、等である。1984年現在、熱帯産品の単品輸出に依存している国は、ウガンダ(コーヒー96%)、ルワンダ(コーヒー74%)、ガンビア(落花生73%)、サントメ・プリンシペ(ココア69%)、バヌアツ(やし類69%)、ブルンジ(コーヒー68%)、エチオピア(コーヒー61%)、ギニア(ココア54%)、マラウイ(たばこ50%)等のアフリカ諸国、およびコモロ(香辛料50%)等の島嶼国である。

熱帯産品の輸出が途上国経済にとって決定的であることと同様に、熱帯産品の世界供給において途上国の役割も非常に重要なものとなっている。例えば、コーヒー、カカオ豆、茶、胡椒、バナナ、コブラ、やし、やし油、パーム油、パーム核油、天然ゴム、ジュート、サイザル等、これらの世界輸出のうち実に90%以上(1985年)が途上国から供給されている。また、熱帯産品輸出は特定の途上国に集中する傾向も強く、例えばコーヒーはブラジル、コロンビア、カカオ豆はコートジボワール、ガーナ、ブラジル、ナイジェリア、カメルーン、紅茶はインド、スリランカ、中国、ケニア等で示されるように、きわめて少数の国が当該熱帯産品の世界供給をまかなっている。

熱帯産品は他の商品に比べて気候、風土等自然環境に根ざして生育される

ものが多く、てんさい糖、天然ゴム、ジュート、サイザルなど一部の品目を除けば一般的に代替品が少ないといわれる。しかしながら一般特惠関税制度の導入や東京ラウンドでの貿易障壁撤廃等を経て、譲許することに問題の少ない品目はほとんど自由化され尽くし、現在熱帯産品に残存している輸入規制は、国内産業の保護を目的とする自由化困難な品目ばかりである。それゆえ、熱帯産品はウルグアイ・ラウンドの交渉全体からみると、途上国経済に重要な意義を持ち、生産における代替・競合関係が少なく、しかも国際交渉上先進国・途上国間での共益が図りやすい分野とはいえ、個々の交渉品目のレベルでは容易に合意が図られるとは決して即断できないのである。

第2節 ウルグアイ・ラウンドにおける熱帯産品交渉

1. 東京ラウンド

熱帯産品問題はGATTの舞台に登場してから既に25年を数えているが、本格的な多角的交渉の場に移されたのは東京ラウンドが最初である。

東京ラウンドの熱帯産品交渉⁽³⁾はそれに先立つ東京宣言において「熱帯産品を特別かつ優先的分野として取り扱う」ことが約束されており、このため交渉は他分野に先行して進展し、交渉成果の実施も東京ラウンドの終結に先立つ1977年1月から7月にかけて行われた。このように、東京ラウンドにおいて熱帯産品交渉は他の交渉分野に先立って交渉・実施がなされたが、熱帯産品交渉を多角的交渉の中で先行させるという形式は、ウルグアイ・ラウンドにおいても実現されている。

さて、東京ラウンドの交渉では前述した熱帯産品の定義の問題を回避するために、その範囲を一義的に決めずに、二国間交渉を基本に途上国がリクエストを提出し、先進国がオファーを行うという方式（リクエスト・オファー方式）が採用された。途上国側のリクエストにはMFN関税の軽減・撤廃、特惠

関税制度の改善，非関税措置の軽減・撤廃等，多岐にわたっていたが，大部分はMFN関税に関するリクエストであり，4422品目（タリフ・ラインベース）に上った。リクエストのうち約66%，2934品目に対して先進国側よりオファーが行われた。一方非関税障壁に対しては，国内的な理由から先進国側よりほとんどオファーされず，その後の自由化の課題として残された。

日本に対しては途上国側より約400品目に上るリクエストがなされ，個別協議の結果，MFN関税関係28品目（観賞用熱帯魚，カカオ脂，木製細工品等），特惠関税関係52品目（熱帯産果実，紅茶，香辛料，貴石，天然ゴム等），輸入手続きの簡素化3品目（葉たばこ，巻たばこ，その他の製造たばこ）の合計83品目についてオファーを供与することを約束し，関税等の引下げ・撤廃を1977年4月1日より実施した。日本のオファー対象品目に関して途上国からの74年の輸入額は6億3800万ドルで，同年における輸入総額の約1%，途上国からの輸入総額の約2%を占めた⁽⁴⁾。日本のオファーはアメリカ，ECに比べるとだいぶ見劣りする感がないでもなかったが，熱帯産品交渉の合意以降本格化した関税交渉および農産物交渉において途上国側の要望を受け入れて，魚介類，切り花，バナナ等の熱帯産品において関税引下げ等のオファーを追加した。

東京ラウンドの熱帯産品交渉では輸入関税の面を中心に改善がなされたが，関税エスカレーションや非関税障壁については問題を積み残していた。東京ラウンドによる熱帯産品関税の成果は第2表にその一部が示されているが，名目関税は全体的に低下したものの，(1)関税引下げの程度は品目によってまちまちであり，たばこ，オイルシード，熱帯産果実等，途上国にとっての重要関心品目で引下げ率が低い，(2)たばこや加工果実等に高率関税が残されている，(3)関税引下げによる途上国全体の輸出収入の増加はわずかに0.5%以下であり，この低さは関税エスカレーション，特惠マージンの減少，非関税障壁の残存のためであった⁽⁵⁾。

東京ラウンド前後での関税エスカレーションの変化は同表の右欄に示されている。関税エスカレーションが改善されたのは植物性油，半加工ゴム，加工革製品，木製品であり，また製造たばこ，皮革カバンでは不変であった。

第2表 先進国市場¹⁾における熱帯産品の関税エスカレーション

加工段階	商品名	CCCN番号	平均関税率			関税エスカレーションの変化 ³⁾
			東京ラウンド以前	東京ラウンド以後 ²⁾	関税引下げ率 (%)	
1	熱帯産果実(生鮮, 乾燥)	0801-9, 0812	6.0	4.8	20.0	
2	熱帯産果実(一次調製品)	0810-11, 0813	14.6	12.2	15.9	上昇
3	熱帯産果実(調製品)	2001, 2003-7	19.5	16.6	14.9	上昇
1	コーヒー	0901	10.0	6.8	32.0	
2	コーヒー(調製品)	2102(一部)	13.3	9.4	29.3	上昇
1	カカオ豆	1801	4.2	2.6	38.1	
2	ココア調製品	1803-5	6.7	4.3	35.8	上昇
3	チョコレート製品	1806	15.0	11.8	21.3	上昇
1	オイルシード	1201-2	2.7	2.7	0.0	
2	植物油	1507	8.5	8.1	4.7	下降
1	葉たばこ	2401	56.1	55.8	0.5	
2	製造たばこ	2402	82.2	81.8	0.5	不変
1	生ゴム	4001	2.8	2.3	17.9	
2	半加工ゴム(硫化していないもの)	4005-6	4.6	2.9	37.0	下降
3	ゴム製品	4011-14, 4016	7.9	6.7	15.2	上昇
1	原皮	4101	1.4	0.0	100.0	
2	半加工革製品	4102-8, 4110, 4302	4.2	4.2	0.0	上昇
3	革製旅行用品, ハンドバック等	4202	8.5	8.5	0.0	不変
4	加工革製品	4203-5	9.3	8.2	11.8	下降
5	履物(革製以外含む)	6401-5	11.6	10.9	6.2	上昇
1	植物性紡織用繊維(麻除く)	5706-7	4.0	2.9	27.5	
2	ひも, 綱, その他	5904-6, 6203	5.6	4.7	16.1	上昇
3	黄麻織物	5710	9.1	8.3	8.8	上昇
1	半加工木材	4405, 4414, 4416-18	2.6	1.8	30.8	
2	合板	4415	10.8	9.2	14.8	上昇
3	木製品	4420-28	6.9	4.1	40.6	下降
4	家具	9401, 9403	8.1	6.6	18.5	上昇

(注) (1) 対象とされた先進国市場とは, EEC, 日本, オーストラリア, ニュージーランド, カナダ, オーストリア, スイス, フィンランド, ノルウェー, スウェーデンである。

(2) 先進国市場ごとの品目別単純平均関税率(一般特惠関税率, 譲許関税率, 無税品等を含む)を単純平均した。

(3) 関税エスカレーションの変化は, 上位の加工段階の関税率を下位の加工段階の関税率で割ることにより求めた。

(出所) Cable, Vincent, "Tropical Products," J. Michael Finger and Andrzej Olechowski ed., *A Handbook on the Multilateral Trade Negotiations*, Washington, D.C., World Bank Publication, 1987, p. 173.

途上国の輸出拡大にとって、関税エスカレーションの存在は大きな障壁とされている。加工品は原材料に比して需要の価格弾力性が高く、先進国の自由化による価格低下が輸出拡大に大きく反映される。さらに熱帯産品の輸出代替を通しての途上国の経済発展を妨げる。なお、非関税障壁のうち、例えば数量制限の撤廃は140を超えるリクエストがあったにもかかわらず、オファーされたものはわずか21品目であった。

2. ウルグアイ・ラウンド

1982年のGATT閣僚会議において熱帯産品の貿易障壁を削減せねばならないことが提唱されたが、具体的な熱帯産品の貿易自由化は次のラウンドに持ち越された。

ウルグアイ・ラウンドは1986年9月のプンタ・デル・エステ閣僚宣言により開始の運びとなったが、同宣言の中で熱帯産品交渉は以下のように規定されている。

「交渉は、加工品および半加工品を含め、熱帯産品貿易のできる限りの自由化を目指し、また、同貿易に影響を与える関税およびすべての非関税障壁を対象とすべきである。

締約国団は大多数の開発途上締約国にとっての熱帯産品貿易の重要性を認識し、本分野における交渉が、B(ii)に規定されているような交渉のタイミングおよび結果の実施を含め、特別の配慮を受けることに同意する。

(B(ii)： 交渉の開始と実施および結果の実施は一個の事業全体の一部分として扱われる。然しながら、交渉の早い段階で達成された合意は、交渉の正式な終結を待たずに、合意により暫定的あるいは確定的に実施することができる。早期に合意がなされたとしても、右は交渉の全体的なバランスを評価するに当たって勘案されなければならない。)」⁽⁶⁾

すなわち熱帯産品交渉においては、(1)すべての熱帯産品の貿易障壁を対象とすること、(2)早期合意を目指すこと、(3)早期実施を目指すこと、が閣僚宣

言の中で明確に唱われており、これを受けてウルグアイ・ラウンドの他の分野に先行して交渉が開始された。

具体的な交渉は翌1987年より開始され、87年中は交渉の範囲、方式等、交渉のバックグラウンドを整備することに当てられた。まず熱帯産品の範囲については、東京ラウンドの終結後続けられてきたGATT協議の場において採用されていた、以下の7グループがその対象とされた。

〔熱帯産品7グループ〕

1. 熱帯飲料
 - a) コーヒーおよびコーヒー生産品
 - b) ココアおよびココア生産品
 - c) 茶およびインスタントティー
2. 香辛料, 切り花, 植物
 - a) 熱帯産の香辛料および精油
 - b) 熱帯産の切り花
 - c) 熱帯産植物, 植物性原料, ラックその他およびそれらの製品
3. オイルシード, 植物性油, オイルケーキ
4. たばこ, 米, 熱帯産根葉
 - a) たばこおよびたばこ製品
 - b) 米
 - c) マニオカおよびその他の熱帯産根葉およびそれらの製品
5. 熱帯産果実, 木の实
 - a) バナナおよびその製品
 - b) 熱帯産果実およびそのジュースを含んだ製品
6. 熱帯木材, ゴム
 - a) 熱帯木材およびその製品
 - b) 天然ゴムおよびゴム製品
7. 黄麻, 硬質繊維

また、交渉方法に関する途上国・先進国間の主要争点は、熱帯産品の市場開放義務、および貿易障壁の削減方式についてであった。前者は今までの熱帯産品の市場開放が先進国中心であったのに対し、近年途上国間での熱帯産品貿易が増えていること、さらに韓国等一部の途上国の卒業問題と絡んで、これら諸国については貿易自由化というGATT上の義務を果たすべきであること、という点を背景としてアメリカやオーストラリア等の先進国から、

熱帯産品の市場開放は途上国を含めて行われるべきであるとの主張がなされた。また後者は、関税の削減・撤廃に関し、なんらかの基準を設けて行う一括方式か、個々のケースごとに行うリクエスト・オファー方式のいずれを採用するかという問題であった。東京ラウンドまでの熱帯産品交渉がリクエスト・オファー方式で行われていたのに対し、今回のラウンドではEC、ASEAN等が一括方式を支持し、一方先進国の内では日本がリクエスト・オファー方式を主張していた。

1988年に入り、年末のモンテリオール中間見直しに向けて交渉は本格化した。2月の会合において交渉手順に関する議長提案がなされ、交渉方式については大筋で合意が成立し、以後熱帯産品輸出国の関心品目がリクエストされるなど交渉は具体的な段階に至った。当初一括方式に反対していた日本も、6月の議長提案を基本的に受け入れる方針を固め⁽⁷⁾、7月末には議長提案をベースとして、(1)原材料関税は可能な限り撤廃する、(2)製品、半製品の関税は撤廃もしくは最大限削減する、(3)製品の関税率を引き下げ、原材料の税率に近づける、(4)特惠関税の税率をさらに引き下げゼロ税率の品目を拡大する、(5)非関税障壁は個別対応する、等を骨子とする独自の案を熱帯産品交渉グループの会合に提出した⁽⁸⁾。

9月に入り、先進国のトップをきって日本は、熱帯産品生産国からリクエストされた240品目に対し、農産物約100品目、工業品約50品目のイニシャル・オファーを熱帯産品会合に提出した。しかし、10月にECが輸入額のうち50%を占める品目について、関税の撤廃もしくは引下げに応じるという大幅な市場開放案を提案し、先の日本案がこのEC案に比べかなり見劣りし、またアメリカは新たな開放案を示していないものの、既にほとんどの熱帯産品の関税を撤廃していることから、熱帯産品の主要輸入先進国たる日、米、ECのうち、とくに日本に対する途上国からの反発が強まった。日本案は関税引下げ幅が原則30%程度、GATTの農産物12品目問題で自由化勧告を受けたがその実施を保留した澱粉や、ASEAN諸国が求めていたバナナ、植物性油等の途上国関心品目を市場開放の対象から除外するなどしており、再検討が求められ

た⁽⁹⁾。

1988年後半よりアメリカは、交渉の難航している農業交渉で日本、ECの積極的な取組みを促すとの交渉戦略上の狙いから、熱帯産品、農業の二つの交渉をリンクさせることを主張してきたが、中間見直しが近づくにつれてウルグアイ・ラウンド交渉全体の進展を図るため、その主張を撤回するに至った。

ウルグアイ・ラウンドにおける「アーリーハーベスト」の一翼を担う熱帯産品交渉は、中間見直し閣僚会議直前の事前交渉で基本合意に達した。この基本合意は日本、アメリカ、EC、カナダ等先進国と、タイ、フィリピン、ブラジル等途上国の合計15カ国間でなされ、先進国は熱帯産品の輸入自由化を進め、途上国は熱帯産品に限定せずに農産物などの輸入促進を図る、とするものであった。先進国側の市場開放案では、日本が先の提案にバナナ、煎りコーヒー、パーム核油等を追加して、179品目の関税引下げ・輸入枠撤廃により輸入額で40億ドル(1987年)の貢献、ECは約150品目について210億ドル(EC試算、1987年)の輸入アクセス改善を、またアメリカは約50品目の熱帯農産物の関税引下げ(一律25%カット)を、それぞれ約束した⁽¹⁰⁾。

一方、中間見直し閣僚会合の場では、ウルグアイ・ラウンドの15分野中11の分野で合意がなされたが、繊維、セーフガード、知的所有権、農業の4分野は1989年4月にハイレベルの協議を行い、それまでの間合意された11分野の成果は保留(put on hold)されることになった。ただし熱帯産品のみは途上国にとっての重要性に鑑み、89年4月以前でも各国が自発的に措置をとることを妨げるものでないとされている⁽¹¹⁾。また、熱帯産品に関する中間見直しの決定では、加工品および半加工品を含む熱帯産品貿易の最大限の自由化達成を遂行するに当たり、(1)原材料の関税撤廃、(2)半加工品および加工品の関税撤廃または実質的な削減、これらの措置はタリフ・エスカレーションの撤廃または削減という目的を含む、(3)これらの産品の貿易に影響を与えるすべての非関税障壁の撤廃または削減、の3点に考慮を払いつつ交渉を継続すること、および、すべての参加国はかかる交渉に参加して適切な貢献を行うこと、が合意された⁽¹²⁾。

1988年12月の中間見直し会議で熱帯産品の市場開放は各国の判断で実施することになっていることから、日本は89年4月より途上国の関心が強い熱帯産果実や植物性油等農産物を中心に、黄麻糸や籐製家具を含め131品目の関税引下げなどを実施した⁽¹³⁾。

第3節 熱帯産品交渉における日本の役割

熱帯産品交渉は1989年3月現在中間見直し合意がなされたばかりであり、先進国における実際の市場開放がどの程度途上国の輸出稼得を増大させるのか細かな資料の発表を待たねば明らかにされないが、ここでは交渉対象とされた7グループについて先進国の熱帯産品輸入を大まかに確認する。これを第3表に示す。同表において7グループと貿易統計(SITC Revised 1)との対

第3表 先進国における熱帯産品の輸入 (名目額)
(単位:100万ドル)

国名、熱帯産品の項目 ¹⁾	1970	1975	1980	1985	1986
日 本					
1. 熱帯飲料	141	354	1,309	1,369	1,954
2. 香辛料, 切り花, 植物	33	72	182	210	345
3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ	51	96	175	173	101
4. たばこ, 米, 熱帯産根葉	76	342	369	495	565
5. 熱帯産果実, 木の実	150	178	235	353	457
6. 熱帯木材, ゴム	906	1,504	4,813	2,778	2,927
7. 黄麻, 硬質繊維	38	41	82	162	208
A. 熱帯産品輸入額 (1~7)	1,395	2,584	7,159	5,536	6,554
B. 総輸入額	18,881	57,865	139,892	127,512	119,424
熱帯産品の比率 (A/B, %)	7.4	4.5	5.1	4.3	5.5
アメリカ					
1. 熱帯飲料	1,545	2,229	7,278	6,625	8,168
2. 香辛料, 切り花, 植物	167	280	534	948	1,050
3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ	152	472	464	567	396

4. たばこ, 米, 熱帯産根葉	131	383	567	716	785
5. 熱帯産果実, 木の実	198	248	621	1,057	1,036
6. 熱帯木材, ゴム	617	849	2,005	2,171	2,197
7. 黄麻, 硬質繊維	225	275	289	223	181
A. 熱帯産品輸入額 (1~7)	3,034	4,736	11,757	12,304	13,812
B. 総輸入額	39,952	96,941	250,280	358,895	381,362
熱帯産品の比率 (A/B, %)	7.6	4.9	4.7	3.4	3.6
EC (12カ国)					
1. 熱帯飲料	2,245	4,053	13,253	11,773	14,861
2. 香辛料, 切り花, 植物	432	1,036	2,366	2,000	2,682
3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ	384	936	1,191	1,176	850
4. たばこ, 米, 熱帯産根葉	940	2,436	5,028	5,031	5,624
5. 熱帯産果実, 木の実	332	718	1,162	1,188	1,532
6. 熱帯木材, ゴム	1,618	2,845	7,951	5,098	6,346
7. 黄麻, 硬質繊維	307	423	676	574	607
A. 熱帯産品輸入額 (1~7)	6,258	12,430	31,594	26,802	32,469
B. 総輸入額	124,325	322,966	768,328	659,282	776,627
熱帯産品の比率 (A/B, %)	5.0	3.8	4.1	4.1	4.2
ECを除くヨーロッパ ²⁾					
1. 熱帯飲料	460	730	2,395	1,922	2,708
2. 香辛料, 切り花, 植物	93	183	433	360	502
3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ	27	58	58	50	35
4. たばこ, 米, 熱帯産根葉	180	268	385	371	426
5. 熱帯産果実, 木の実	50	105	172	173	236
6. 熱帯木材, ゴム	198	339	968	710	950
7. 黄麻, 硬質繊維	35	64	101	72	83
A. 熱帯産品輸入額 (1~7)	1,043	1,746	4,510	3,657	4,939
B. 総輸入額	23,337	58,042	126,583	108,809	136,157
熱帯産品の比率 (A/B, %)	4.5	3.0	3.6	3.4	3.6
カナダ, オーストラリア, ニュー ジーランド					
1. 熱帯飲料	230	405	942	947	1,162
2. 香辛料, 切り花, 植物	43	88	175	213	244
3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ	22	50	64	60	32
4. たばこ, 米, 熱帯産根葉	62	138	205	162	177
5. 熱帯産果実, 木の実	41	75	116	145	149

6. 熱帯木材, ゴム	153	379	581	585	649
7. 黄麻, 硬質繊維	72	110	138	106	113
A. 熱帯産品輸入額 (1~7)	623	1,242	2,219	2,215	2,525
B. 総輸入額	19,069	46,968	83,092	104,945	110,307
熱帯産品の比率 (A/B, %)	3.3	2.6	2.7	2.1	2.3
先進国計					
1. 熱帯飲料	4,626	7,782	25,493	22,888	28,882
2. 香辛料, 切り花, 植物	769	1,659	3,711	3,743	4,827
3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ	636	1,612	1,968	2,035	1,415
4. たばこ, 米, 熱帯産根葉	1,393	3,579	6,669	6,844	7,604
5. 熱帯産果実, 木の実	773	1,325	2,317	2,919	3,414
6. 熱帯木材, ゴム	3,497	5,924	16,559	11,471	13,095
7. 黄麻, 硬質繊維	679	922	1,319	1,169	1,209
A. 熱帯産品輸入額 (1~7)	12,371	22,781	57,991	51,019	60,403
B. 総輸入額	225,881	583,645	1,389,419	1,372,182	1,526,201
熱帯産品の比率 (A/B, %)	5.5	3.9	4.2	3.7	4.0

(注) (1) 熱帯産品7グループ (数字はSITC Revised 1)

1. 熱帯飲料

- a) コーヒーおよびコーヒー生産品: 071, 08191
- b) ココアおよびココア生産品: 072, 073
- c) 茶およびインスタントティー: 074, 09902

2. 香辛料, 切り花, 植物

- a) 熱帯産の香辛料および精油: 075
- b) 熱帯産の切り花: 2927
- c) 熱帯産植物, 植物性原料, ラックその他およびそれらの製品: 0517

3. オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ

- a) オイルシード, 植物油脂, オイルケーキ: 2212, 2213, 2217, 4222, 4223, 4224, 4225

4. たばこ, 米, 熱帯産根葉

- a) たばこおよびたばこ製品: 121, 122
- b) 米: 042
- c) マニオカおよびその他の熱帯産根葉およびそれらの製品: 05481

5. 熱帯産果実, 木の实

- a) バナナおよびその製品: 0513
- b) 熱帯産果実およびそのジュースを含んだ製品: 05195, 05201

6. 熱帯木材, ゴム

- a) 熱帯木材およびその製品: 2423, 2433, 631
- b) 天然ゴムおよびゴム製品: 2312を除く23類, 2922

7. 黄麻, 硬質繊維: 264, 2652, 2653, 2654, 2655, 6515, 65192, 6533, 6534, 6556

(2) ECを除くヨーロッパは, ノルウェー, スウェーデン, スイス, フィンランド, オーストリアの以上5カ国計である。

(出所) アジア経済研究所AIDXTによる。

応は注(1)に示されているが、熱帯木材については貿易統計分類上熱帯木材だけを集計することが不可能であり、先進国間の木材取引も計上されているため、その分だけ過大となっている。同表より、1986年現在の熱帯産品の先進国における輸入は、日本66億ドル、アメリカ138億ドル、EC 325億ドルであり、各国の総輸入に占めるシェアはそれぞれ5.5%、3.6%、4.2%である。また先進国全体では604億ドル、4%である。

1986年の熱帯産品輸入は日本、アメリカ、EC合計で528億ドル、先進国全体の輸入の87%を占めており、以上3カ国・地域が途上国にとって熱帯産品の主要輸出先を構成している。ここでは名目額で示しているため、オイルショック時の一次産品価格急騰の影響により、先進国における熱帯産品輸入の伸びを把握することは難しいが、熱帯産品の輸入比率でみる限り、70年から86年にかけていずれの国・地域でも、総輸入の伸びに比べて熱帯産品の輸入の伸びは低下あるいは停滞している。また、個々のグループのうちでは熱帯木材の数値に問題があるのでこれを別にすれば、全体的に熱帯飲料の輸入額が大きく、またアメリカでは香辛料・切り花・植物と熱帯産果実・木の実のグループ、ECでは香辛料・切り花・植物とたばこ・米・熱帯産根葉および熱帯産果実・木の実のグループの輸入額が比較的大きい。

以上の事柄を念頭にいたうえで、熱帯産品貿易および熱帯産品交渉における先進国の役割を再考する。

多角的交渉の結果を評価する場合、二つの面——交渉成果と交渉戦略、に分けて考えることができよう。

ウルグアイ・ラウンドにおける熱帯産品交渉の目的が世界大での貿易自由化とそれを通しての経済厚生を増大、および途上国の経済発展の促進である限り、中間見直し段階での先進国のオファー額はかなり大きなものの上っており、この点からはある程度評価される。例えば日本のオファーによる熱帯産品の輸入増加は約40億ドル、ECのそれは約210億ドルであり、これは1986年の熱帯産品輸入の各々61%、65%に相当する。途上国の経済厚生、経済発展に与えるインパクトは具体的なオファーから推計してみなければ一概には言

えないであろうが、70年代の特恵関税導入や東京ラウンドの熱帯産品自由化を受けて、熱帯産品に残存する貿易障壁が国内産業保護のための自由化困難品目に絞られつつある現在、その中で更に自由化は、全面的な貿易障壁の撤廃に向かう先進国の姿勢を示したものと見えよう。

加えて、中間見直しの中で熱帯産品の貿易自由化は単に先進国だけのものではなく、途上国においてもなされるべきであることを明示し、途上国側にも応分の貢献を期待した点は今後の貿易自由化交渉の道筋を示すものとして評価される。

先進国における熱帯産品の貿易障壁は国によりかなりのばらつきがある。アメリカやカナダ、北欧等ではかなりの程度まで自由化が進んでおり、一方日本およびECにはまだ相当の障壁が残されているため、今次の交渉でもこの2市場が合意の鍵を握っていた。日本の場合、残存輸入制限の一部にパイナップル缶詰、落花生等の熱帯産品が含まれていたが、これらは同時に農産物12品目問題の俎上に載せられていたし、またECはACP諸国の特恵マージンの問題を抱えていた。このように熱帯産品の両輸入大国において困難な問題を包含していたにもかかわらず、それ相応の市場自由化を成し遂げた。

熱帯産品交渉の成果において評価できる反面、その交渉戦略においては日本の場合、依然問題を残した。日本は第3表に見るごとく、先進国市場中熱帯産品の輸入において第3位に位置するにもかかわらず、ECやアメリカのように積極的に交渉の指導権を取ろうとする姿勢を示しえなかった⁽¹⁴⁾。交渉の初期におけるリクエスト・オファー方式の主張、具体的なオファーの段階で先鞭を切ったにもかかわらず供与を結果的に小出しにする等、ともすれば熱帯産品交渉の進展に水を差すがごとくに受け取られかねない態を示した。この点、例えば関税オファーを武器としてECが熱帯産品交渉の進展を強力に押し進め、またアメリカが知的所有権問題で特恵関税廃止と引換えにASEAN等に交渉の早期妥結を迫ったこと⁽¹⁵⁾等と対照的であった。

熱帯産品交渉の目的が世界大での貿易自由化を目指すものである以上、目的に向かったの積極的な交渉戦略が望まれるところであろう。

〔注〕

- (1) Valdes, Alberto and Joachim Zaetz, *Agricultural Protection in OECD Countries : Its Cost to Less Developed Countries*, Washington, D.C., International Food Policy Research Institute, 1980.
- (2) GATT, "Tropical Products in the Uruguay Round : An Overview," (mimeo), October 1987.
- (3) 東京ラウンドの熱帯産品交渉については、東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』日本関税協会、1980年の第5章「熱帯産品交渉」を参照。
- (4) 同上書、258ページ。
- (5) Cable, Vincent, "Tropical Products," J. Michael Finger and Andrzej Olechowski eds., *A Handbook on the Multilateral Trade Negotiations*, Washington, D.C., World Bank Publication, 1987.
- (6) 日本関税協会『貿易年鑑 1987』1987年、332, 334ページ。
- (7) 『日本経済新聞』1988年6月27日付け、夕刊。なお、6月の議長提案の要旨は同紙によれば次のとおり。
 関税：①非加工品は関税を撤廃，②加工品，半加工品は関税を撤廃，または少なくとも特定比率の引下げ(例えば50%)，③加工度が上がるにつれて関税率が急に上昇しないようにする，④最高関税率(例えば15%超)の特定レベルへの引下げ，⑤低関税品目の関税廃止(例えば3%以下のもの)，⑥特惠関税の拡大・改善，⑦後発途上国に対する関税廃止措置などの配慮。
 非関税障壁：リクエスト・オファー方式の交渉推進，同時に非関税障壁の段階的廃止のプログラムを採用。
 途上国の貢献：途上国は発展状態，財政上，貿易上の必要に応じて可能な貢献をする。
- (8) 『日本経済新聞』1988年7月27日付け。
- (9) 『日本経済新聞』1988年9月27日，11月17日付け。
- (10) 『日本経済新聞』、『毎日新聞』，1988年12月6日付け。
- (11) 渡邊聡「ウルグアイ・ラウンドの行くえ——中間レビューの成果を踏まえて——」(『ESP』1989年3月号)。
- (12) 『ウルグアイ・ラウンド中間レビュー閣僚会合決定および関連文書要旨』の「6.熱帯産品」9ページ。
- (13) 『平成元年版 通商白書(各論)』730ページ。
- (14) この問題に関しては例えば、高瀬保「ウルグアイ・ラウンド——熱帯産品交渉と日本のイメージ——」(『貿易と関税』1989年3月号)を参照。
- (15) 『日本経済新聞』1988年12月8日付け。